

一、最新中国法令

● 关于开展律师参与城市管理执法工作的意见

- 【发布单位】司法部 住房城乡建设部
【发布文号】司发通〔2017〕114号
【发布日期】2017-11-02
【内容提要】该意见提出：
- 律师参与城市管理执法，主要采取“律师驻队”的模式。
 - 驻队律师不仅要为聘用单位提供法律服务，还要在聘用单位办公，随队赴执法一线提供法律服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.moj.gov.cn/2017/1114/9719.html>

● 广东省政府核准的投资项目目录（2017 年本）（广东）

- 【发布单位】广东省人民政府
【发布文号】粤府〔2017〕113号
【发布日期】2017-11-02
【实施日期】2017-11-02
【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://zwgk.gd.gov.cn/...](http://zwgk.gd.gov.cn/)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 中国将大幅放宽金融业外资准入

日前，在国务院新闻办公室就中美元首会晤经济成果相关情况举行的吹风会上透露，中国将进一步放宽金融业外资准入限制，在自贸区放开新能源汽车外资股比限制。简要介绍如下：

一、最新中国法令

● 都市管理法執行作業への弁護士参与に関する意見

- 【発布機関】司法部 住宅都市農村建設部
【発布番号】司発通〔2017〕114号
【発布日】2017-11-02
【概要】本意見では以下の通り、提言している。
- 弁護士が都市管理法執行作業に参加するにあたっては主に「弁護士が都市管理法執行隊に常駐する」形で実施する。
 - 都市管理法執行隊に常駐する弁護士は常駐先組織に対してリーガルサービスを提供するだけでなく、常駐先組織において執務を行い、都市管理法執行隊に同伴して法執行の現場においてリーガルサービスを提供しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.moj.gov.cn/2017/1114/9719.html>

● 広東省政府が承認する投資プロジェクト目録（2017 年度版）（広東）

- 【発布機関】広東省人民政府
【発布番号】粤府〔2017〕113号
【発布日】2017-11-02
【実施日】2017-11-02
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://zwgk.gd.gov.cn/...](http://zwgk.gd.gov.cn/)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 中国において金融業への外資参入規制を大幅に緩和する

先頃、国务院新聞辦公室が開催した中米両国首脳会談の経済的成果に関する記者会見で、中国において金融業への外資参入規制をさらに緩和し、自由貿易試験区においては新エネルギー車の外資持分比率に対する制限を緩和することを明らかにした。以下の通り、簡潔に紹介する。

证券基金业
将单个或多个外国投资者直接或间接投资证券、基金管理、期货公司的投资比例限制放宽至 51%，上述措施实施 3 年后，投资比例不受限制。
银行业
取消对中资银行和金融资产管理公司的外资单一持股不超过 20%、合计持股不超过 25% 的持股比例限制，实施内外一致的银行业股权投资比例规则。
保险业
三年后将单个或多个外国投资者投资设立经营人身保险业务的保险公司的投资比例放宽至 51%，五年后投资比例不受限制。
汽车行业
逐步适当降低汽车关税，在 2018 年 06 月前在自贸试验区范围内开展放开专用车和新能源汽车外资股比限制试点工作。

(里兆律师事务所 2017 年 11 月 17 日编写)

証券、基金業
単体又は複数の外国人投資家が証券、基金管理、先物取引会社に直接又は間接的に投資する場合の投資比率制限を 51%まで緩和し、当該措置を 3 年間実施した後、投資比率に対する制限を撤廃する。
銀行業
国内資本の銀行や金融資産管理会社の持分について、一つの外資系企業が保有できる割合が 20%を超えず、外資系企業の合計持分は 25%を超えてはならないという制限を撤廃し、国内資本・外国資本統一の銀行業に対する持分投資割合規則を導入する。
保険業
三年後、単体又は複数の外国人投資家が投資し設立する生命保険業務を取り扱う保険会社に対する投資の割合を 51%に引き上げ、五年後にその制限を撤廃する。
自動車産業
自動車関税を段階的に適宜引き下げ、2018 年 6 月までに、自由貿易試験区内において専用車及び新エネルギー車の外資持分比率の制限を緩和する政策を試験的に実施する。

(里兆法律事務所が 2017 年 11 月 17 日付で作成)

三、里兆解读

- [职业打假行为的厘清——最高人民法院关于职业打假人的答复意见简评](#)

一、背景

职业打假人，通常是指以打假作为牟利手段的职业群体。他们故意大量买入存在问题的商品，然后依据法律规定要求经营者承担赔偿责任。

2017 年 05 月 19 日，最高人民法院公布了《最高人民法院办公厅对十二届全国人大五次会议第 5990 号建议的答复意见》(以下简称“答复意见”)，指出除购买食品、药品之外，将逐步限制职业打假人的牟利性打假行为。

二、职业打假有关法令的演变

1. [法令一：《消费者权益保护法》](#)
 - 1994 年 01 月 01 日施行的该法令第 49 条规定，经营者提供商品或者服务有欺诈行为的，应当按照消费者的要求增加赔偿其受到的损失，增加赔偿的金额为消费者购买商品的价款或者接受服务的费用的一倍。该法令明确消费者获得惩罚性赔偿的

三、里兆解説

- [偽物の摘発を職業とする行為についての整理——偽物のプロクレーマーに関する最高人民法院の回答意見に対する簡潔な考察](#)

一、背景

偽物のプロクレーマー(直訳すると、職業摘発人)とは通常、偽物の摘発を利得のための手段としているプロの摘発集団を指す。彼らは故意に問題のある商品を大量に買いあさってから、法律規定に基づき、事業者に賠償を請求することを目的としている。

2017 年 5 月 19 日、最高人民法院は「第十二期全国人民代表大会常務委員会第五回會議第 5990 号提議に関する最高人民法院弁公庁による回答意見」(以下「回答意見」という)を公布し、食品、薬品を購入する場合を除き、偽物のプロクレーマーによる利得を目的とする偽物の摘発行為を段階的に制限していくことについて言及している。

二、偽物の摘発を職業とする行為に関する法令の変遷

1. [法令一：「消費者權益保護法」](#)
 - 1994 年 1 月 1 日から施行されている本法令第 49 条において、事業者が商品又はサービスを提供するにあたり詐欺行為があった場合、消費者の請求に応じて当該消費者が被った損失について上乗せして賠償しなければならず、上乗せする賠償金額は、消費者が商品を購入

前提是经营者的欺诈行为，并首次提出了惩罚性赔偿的概念。但是该法令并没有对“经营者的欺诈行为”进行界定，在司法实务层面，往往结合下文法令三中“欺诈行为”的定义对该条进行适用。

- 该法令在 2009 年第一次修正时，维持了 1 倍的惩罚性赔偿标准。
- 该法令于 2013 年进行第二次修正，第二次修正后的第 55 条，将惩罚性赔偿标准由 1 倍提高到了 3 倍。这大大提高了职业打假人的牟利空间。

2. 法令二：《食品安全法》

- 2009 年 06 月 01 日起实施的该法令第 96 条规定，生产不符合食品安全标准的食品或者销售明知是不符合食品安全标准的食品，消费者除要求赔偿损失外，还可以向生产者或者销售者要求支付价款十倍的赔偿金。对于“食品安全标准”，该法令第三章进行了相应规定。
- 该法令于 2015 年修正，在第 148 条修订了上述规定，但总体原则不变。
- 与法令一相比略有区别的是，食品领域的惩罚性赔偿，并不以经营者存在欺诈行为为前提，但需要满足相关食品是不符合上述食品安全标准的要求。

3. 法令三：《最高人民法院关于贯彻执行〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的意见（试行）》

- 1988 年 04 月 02 日发布并施行的该法令第 68 条规定，欺诈行为是指一方当事人故意告知对方虚假情况，或故意隐瞒真实情况，诱使对方当事人作出错误意思表示的行为。
- 显然，职业打假人知假买假，明知经营者存在的虚假情况，所以，职业打假人不存在主观上受到欺诈的情形，其购买商品的行为也没有作出错误意思表示。由此，产生了职业打假人“知假买假”能否适用法令一，进而能否获得惩罚性赔偿的争议（以下简称“争议”，司法实务中的不同判例见下文）。

入するために支払った代金又はサービスを受けるために支払った費用の一倍とすると規定されている。本法令においては、消費者が懲罰的賠償を受けるには、事業者が詐欺行為をしたことを前提とすることを明確にしており、また懲罰的賠償の概念について初めて言及されている。しかし本法令では「事業者の詐欺行為」について定義をしておらず、司法実務では、後述の法令三における「詐欺行為」の定義を踏まえて本条に適用されることが往々にしてある。

- 本法令が 2009 年に初めて改正された時、1 倍の懲罰的賠償基準が維持された。
- 本法令が 2013 年に第二回目の改正がされたとき、第二回目の改正後の第 55 条では、懲罰的賠償基準が 1 倍から 3 倍に引き上げられた。これによって、偽物のプロクレーマーが多くの利益を獲得できるようになった。

2. 法令二：「食品安全法」

- 2009 年 6 月 1 日から実施されている本法令第 96 条において、食品安全基準に適合しない食品を生産し、又は食品安全基準に適合していない食品であることを明らかに知りながら販売した場合、消費者は損害賠償を請求するほか、製造者若しくは販売者に対して代金の 10 倍に相当する賠償金の支払いも請求することができると規定されている。「食品安全基準」については、本法令の第三章において規定されている。
- 本法令は 2015 年の改正時、第 148 条における前述の規定部分が改正されたものの、原則そのものは全体的に見て変更されていない。
- 食品分野における懲罰的賠償は、事業者に詐欺行為があることを前提としていない点が法令一と若干異なるが、該当する食品が上述の食品安全基準の要求に適合していないという要件を満たしている必要がある。

3. 法令三：「『中華人民共和國民法通則』貫徹執行における若干事項に関する最高人民法院による意見（試行）」

- 1988 年 4 月 2 日に公布され施行されている本法令第 68 条において、詐欺行為とは、一方当事者が相手方に対して虚偽の状況を故意に告げた、又は真実を故意に隠蔽し、誤った意思表示をするよう相手方を誘導する行為を指すと規定している。
- 偽物のプロクレーマーはそれが偽物であることを知りながら偽物を購入しており、事業者に虚偽の状況があることを知っていることは明らかであるため、偽物のプロクレーマーには主観的に見て詐欺を受けたという状況は存在せず、また商品購入時にも誤った意思表示をしていないことは明らかである。よって、偽物のプロクレーマーが「偽物だと知りながら購入する行為」に法令一が適用されるのか、懲罰的賠償を受けられるのかという点をめぐって議論（以下「議論」という。司法実務における各判例は後文を参照のこと）が起こった。

4. 法令四：《最高人民法院关于审理食品药品纠纷案件适用法律若干问题的规定》

- 2013年12月23日发布，并于2014年03月15日起实施的该法令第3条规定，因食品、药品质量问题发生纠纷，购买者向生产者、销售者主张权利，生产者、销售者以购买者明知食品、药品存在质量问题而仍然购买为由进行抗辩的，人民法院不予支持。该法令明确肯定和支持了在食品和药品领域的知假买假行为。
- 在2014年01月09日最高人民法院就该法令答记者问上，最高人民法院明确在食品和药品领域，知假买假人应当认定为消费者，可以主张惩罚性赔偿。
- 另外，在2014年01月29日发布的《最高人民法院关于发布第六批指导性案例的通知》（法【2014】18号）的指导案例23号中，最高人民法院公布的裁判要点中也明确，消费者购买到不符合食品安全标准的食品，要求销售者或者生产者依照食品安全法规定支付价款十倍赔偿金或者依照法律规定的其他赔偿标准赔偿的，不论其购买时是否明知食品不符合安全标准，人民法院都应予以支持。
- 但是，该法令等仍然未解决在食品和药品领域外的普通消费产品领域的争议。

5. 法令五：《消费者权益保护法实施条例》（征求意见稿）

- 2016年底，国家工商总局曾公布了法令五并征求意见。该法令征求意见稿第2条规定，金融消费者以外的自然人、法人和其他组织以营利为目的而购买、使用商品或者接受服务的行为不适用本条例。
- 根据该法令，知假买假人将不被认定为消费者，进而也将无法获得惩罚性赔偿。
- 但是，由于该法令至今未正式颁布施行，不具有法律效力，因此，在食品和药品领域外的普通消费产品领域的争议仍未得以解决。

另外，在答复意见颁布前，在食品和药品领域外的普通消费产品领域，司法实务层面，不同地方的法院和法官，对于争议也持不同的理解，由此也产生了不少结果截然不同的判决：一部分法官认为，购买者是否受到销售者欺诈行为的影响，不影响销售者欺诈行为的认定，“知假买假”可以根据法令一获得惩罚性赔偿（例如，（2016）粤民申3796号、（2016）粤民申3797号等裁判）；而另一部分法官则认为，适用惩罚性赔偿的前提是购买者受到销售

4. 法令四：「食品・薬品に係る紛争事案審理の適用法律若干事項に関する最高人民法院による規定」

- 2013年12月23日に公布され、2014年3月15日から実施されている本法令第3条では、食品、薬品の品質問題により紛争が生じ、購入者が製造者、販売者に権利を主張し、製造者、販売者が購入者は食品、薬品に品質問題があることを知りながら購入したと抗弁した場合、人民法院はこれを認めないと規定している。本法令では食品及び薬品分野における偽物であることを知りながら購入する行為を明確に肯定し支持している。
- 2014年1月9日に最高人民法院は本法令に関する記者会見の場において、食品及び薬品分野において、偽物であることを知りながら購入した者を消費者として認定すべきであり、懲罰的賠償を主張できることを明確にした。
- このほか、2014年1月29日に公布された「指導的判例（第六回目）の公布に関する最高人民法院による通知」（法【2014】18号）の指導的判例23号における最高人民法院による判旨においても、消費者が食品安全基準に適合しない食品を購入し、販売者又は製造者に食品安全法規定に従い、代金の10倍に相当する賠償金の支払い若しくは法律に定める他の賠償基準に従い賠償するよう請求した場合、購入時に当該消費者が当該食品が安全基準に適合しないことを知っていたかどうかに関係なく、人民法院はこれを支持しなければならないことが明確にされている。
- しかし、本法令などでは食品及び薬品領域以外の一般消費財分野における紛争については依然として未解決のままである。

5. 法令五：「消費者權益保護法實施條例」（意見募集案）

- 2016年年末、国家工商総局は法令五を公布し、意見を募集している。本法令の意見募集案第2条において、金融消費者以外の自然人、法人及びその他組織が利得を目的として商品を購入、使用する若しくはサービスを受ける行為には本条例は適用されないことが規定されている。
- 本法令により、偽物であることを知りながら偽物を購入した者は消費者として認定されず、懲罰的賠償も受けることができないことになる。
- しかし、本法令の正式な公布・施行はまだなされておらず、法的効力はないため、食品及び薬品分野以外の一般消費財分野の紛争については依然未解決のままである。

なお、回答意見が公布されるまでは、食品及び薬品分野以外の一般消費財分野における司法実務では、各地方の裁判所及び裁判官によって、紛争に対する認識が異なったために、全く異なる判決結果が下される状況が少なからずあった。購入者が販売者による詐欺行為の影響を受けたかどうかは、販売者による詐欺行為の認定に影響せず、「偽物であることを知りながら偽物を購入した」場合でも法令一に基づき、懲罰的賠償を受けられる（例えば、（2016）粤民申3796号、（2016）粤民申

者欺诈行为的影响，即，需要结合法令三认定销售者的欺诈行为，“知假买假”的购买者不是消费者，不能适用法令一获得惩罚性赔偿（例如，（2015）渝五中法民终字第 05228 号、（2015）咸中民终字第 01132 号等裁判）。2016 年，深圳、重庆、江苏等地方出台了一些审判指引或纪要等，倾向于不支持牟利性的“知假买假”。

三、答复意见的主要内容

结合上述法令，最高人民法院在此次答复意见中的倾向性意见是：

- 1) 在食品和药品领域，由于事关人民群众健康和生命安全，且现实中食品和药品安全问题也较为突出，因此，还是需要给予特殊政策考虑。考虑到知假买假对于打击食品和药品领域内的违法侵权行为的积极作用，仍然支持知假买假。
- 2) 在食品和药品领域以外的普通消费产品领域，并不需要给予特殊政策考虑，且在这些领域的知假买假有形成商业化的趋势，且主要为了自身牟利，严重违背诚信原则，无视司法权威，浪费司法资源，是以恶惩恶。因此，最高人民法院倾向于逐步遏制职业打假人的牟利性打假行为。

需要提示的是，由于该答复意见并非中国法律规定的法律渊源，其并不具备法律效力，只能体现司法裁判部门的观点，当然，该等观点对于司法裁判部门的审判实践将会具有重要的指导意义。最高人民法院也明确，将适时借助司法解释、指导性案例等形式进一步表明其立场。

四、结语

从法令五和答复意见的内容来看，中国政府部门和司法裁判部门，已经基本形成了规范和遏制职业打假人的牟利性打假行为的统一认识，在食品和药品领域外的普通消费产品领域的争议将逐步得到解决。我们倾向于认为，相关法令后续可能会随之调整（可能是法令一的修订、可能是法令五的正式颁布、也可能是最高人民法院的新司法解释等），后续值得进一步关注。

（里兆律师事务所 2017 年 11 月 17 日整理编写）

3797 号などの裁判)との見解を示した裁判官もあり、他方で、購入者が販売者による詐欺行為の影響を受けたことが懲罰的賠償を受けるための前提となる、即ち、法令三を踏まえて販売者の詐欺行為を認定する必要があり、「偽物であることを知りながら偽物を購入した」購入者は消費者にあらず、法令一に基づく懲罰的賠償を受けられない(例えば、(2015)渝五中法民終字第 05228 号、(2015)咸中民終字第 01132 号などの裁判)との見解を示す裁判官もいた。2016 年に深セン、重慶、江蘇省などの地方において審判手引若しくは紀要などが公布され、利得目的で「偽物であることを知りながら偽物を購入する」行為を認めない傾向にあることが示されている。

三、回答意見の主な内容

上述法令を踏まえ、最高人民法院の今回の回答意見における傾向的意見は、以下の通りである：

- 1) 食品及び薬品分野は、大衆の健康と安全に関わり、また食品及び薬品の安全問題も顕在化しているため、特別に政策を検討し対応する必要がある。偽物であることを知りながら購入する行為は、食品及び薬品分野における違法・権利侵害行為の取締りに対してプラスの効果を発揮するため、偽物であることを知りながら購入する行為を支持する。
- 2) 食品及び薬品分野以外の一般消費財分野においては、特別に政策を検討し対応する必要はなく、またこれら分野において偽物であることを知りながら購入することは、産業チェーンが形成する動きも見られており、彼らが主に自身の利得を目的として行っていることは、信義誠実の原則に著しく反した、司法の権威を無視した、司法資源の浪費にもつながる行為であり、悪をもって悪を制する行為である。従って、最高人民法院は、偽物のプロクレーマーによる利得目的の偽物摘発行為を段階的に抑制していく傾向にある。

なお、当該回答意見は中国法律で規定されている法源ではなく、法的効力を有さず、あくまでも司法裁判部門の見解を示したものにすぎないが、当該見解は司法裁判部門の審判実践において重要な指導的意義を有すると考えられる。また、最高人民法院も司法解释、指導的判例などにより適時に自己の見解をさらに表明することを明確にしている。

四、おわりに

法令五及び回答意見の内容から見れば、中国政府部門及び司法裁判部門では偽物のプロクレーマーの利得目的の偽物摘発行為を規範化、抑制して行くという認識がほぼ共通のものとなっており、食品及び薬品分野以外の一般消費財分野の紛争も徐々に解決されていくものと考えられる。係る法令も後日、調整されるであろうと考えられるため(法令一の改正、又は法令五の正式な公布、又は最高人民法院の新司法解释など)、今後の動向に注目したいところである。

（里兆法律事務所が 2017 年 11 月 17 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《反不正当竞争法》的最新修订
- 债权回收

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「不正競争防止法」の改正最新版
- 債権回収